

売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和 7 年 5 月 30 日に公表された政府備蓄米の売渡しを希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異義は一切申し立てません。

記

- 1 米穀の流通に関する法令^{*i}を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。
- 2 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。
- 3 随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農産第 992 号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第 3 の 6 に規定する別紙 1 により受託事業者との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。
- 4 要領第 5 の 1 の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第 5 の 2 により報告すること。

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電 話 番 号：

ⁱ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）及び食料供給困難事態対策法（令和 6 年法律第 61 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

国内産米穀の取扱数量等申告書

1 取扱数量

(単位：実トン)

種 類	期 間	1年間
		<input type="checkbox"/> 直近1年 (年 月～ 年 月) <input type="checkbox"/> 直近3カ年平均 ((年 月～ 年 月) / 3) <input type="checkbox"/> 見込み (年 月～ 年 月)
水稻うるち玄米		
水稻うるち精米		
合計		

(注) 取扱数量は、玄米の仕入数量及び精米の仕入数量の合計について、「直近1年」、「直近3カ年平均」、「令和7年見込み」又は「令和7年度見込み」の期間のいずれか多い数量を記載する。

2 引取希望場所

引取希望倉庫等の名称	引取希望住所

3 とう精能力

() トン/月

(注) とう精能力を有する者のみ記載する。

名称等の公表に関する同意書

政府備蓄米の売渡しの係る買受けの申込及び契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに数量が公表されることに同意します。

また、売渡しを受けた政府備蓄米の販売数量、販売金額及びその状況が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消し等を受けた場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名等が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

(別添様式2)

令和 年 月 日

住 所：
商号又は名称又は氏名：
代 表 者 氏 名：

政府備蓄米の売渡し申込書（申請日： 月 日分）

下記のとおり買受けを希望するので、提出します。

記

整理番号	買受者の資格	年産	申込数量（トン）
1	精米能力を有する米穀小売店	3年産	
2	中小の小売業者	3年産	

引取希望倉庫等の名称及び引渡希望場所

--

小売業者としての国内産米穀の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

(単位:実トン)

	令和7年						合計
	6月	7月	8月				
契約数量							0
販売数量							0

(記載要領)

※ 玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

shikakusyahoukoku@maff.go.jp

(別紙)

参加要件審査申請チェックシート

記入日 年 月 日

商号又は名称	
住 所	〒
代表者名又は氏名	
電話番号	
備 考	

担 当 者	
担当者連絡先 (部署・電話番号)	
メールアドレス	

*社用又は社員用メールアドレス（プロバイダ契約のあるものが望ましい）等、複数の登録をご検討ください。

提出書類の種類等	チェック欄
① (様式第1号) 売渡し申込書及び誓約書	
② (様式第2号) 国内産米穀の取扱数量等申告書 精米能力を有する米穀小売店として申込むに当たって 様式第2号の「3 とう精能力」を記載したか。	
③ 会社の定款	
④ (様式第3号) 名称等の公表に関する同意書	
⑤ (様式第4-1号) 小売業者としての販売計画	
⑥ 入札参加要件審査申請チェックシート（本用紙）	

(注) 申請書等の提出漏れがないようチェック欄で確認を行い、提出してください。

農林水産省から申請内容の確認を行う際に必要となりますので、担当者等必要事項の記入をお願いします。

--	--	--	--

政府備蓄米の売渡し対象米穀一覧表

下記の対象米穀について、売渡しを行います。

記

1 年産別売渡数量

整理番号	買受者の資格	年産	数量	備考
1	精米能力を有する米穀小売店	3年産	2万トン	3等以上
2	中小の小売業者	3年産	6万トン	3等以上

(注1) 売渡し対象米穀の等級が2等であるときは販売価格から60キログラム当たり300円

3等であるときは販売価格から60キログラム当たり1,300円控除した額を契約価格とする。

(注2) 売渡しに当たっては、産地・品種・包装(紙袋、フレコン)は、指定できません。

随意契約による政府備蓄米（契約数量）の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
(農産局農産政策部企画課)

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :

(単位:実トン)

	令和7年						合計
	6月	7月	8月				
契約数量							0
販売数量							0

(記載要領)

※ 玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算して記入すること。

shikakusyahoukoku@maff.go.jp

随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告書（隔週の速報） / ~ / 期報告

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
（農産局農産政策部企画課）

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 買受実績				2. 販売実績															
入札年月日	産年	買受数量 (玄米トン)	金額 (円 (税抜き価格))	事業者区分	販売先 (事業者名)	所在地 (地番除く)	販売数量 (実トン)								当該報告期の 販売金額 (円 (税抜き価格))				
							(合計)	5/26 ~ 6/8	6/9 ~ 6/22	6/23 ~ 7/6	7/7 ~ 7/20	7/21 ~ 8/3	8/4 ~ 8/17	8/18 ~ 8/31					
				自社販売分	-	-	0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
							0.000												
(合計)		0.000	0				0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	-

※ 事業者区分欄（自社分以外に限る）は、プルダウンリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

（記載要領）

- ※ 1 数量はトン単位（少数第3位まで）で記入すること。なお、1. 買受実績の「買受数量」欄は玄米トン、2. 販売実績の「販売数量」欄は実トン（玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算）で記入すること。
- ※ 2 金額は円単位（税抜き価格）で記入すること。なお、2. 販売実績の「報告期の販売金額」欄は、当該報告期に販売実績（数量）があった場合に、その数量に係る販売金額を記入する。
- ※ 3 報告欄が足りない場合は、適宜、行又は列を追加して記入すること。
- ※ 4 報告期限は、隔週ごと（月曜～翌週の日曜日まで（例：5/26～6/8））に取りまとめ、報告期の翌水曜日まで（例示の場合、6/11まで）に報告すること。
- ※ 5 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「速報：随契売渡し報告（商号又は名称）」とすること。

shikakusyahooukoku@maff.go.jp

随意契約による政府備蓄米の売渡しの販売数量等報告書（毎月の確報） 月報告

農林水産省農産局長 殿
（農産局農産政策部企画課）

年 月 日

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 買受実績				2. 販売実績										
入札年月日	産年	買受数量 (玄米トン)	金額 (円 (税抜き価格))	事業者区分	販売先 (事業者名)	所在地 (地番除く)	販売数量 (実トン)					当該報告月の 販売金額 (円 (税抜き価格))		
							(合計)	6月	7月	8月				
				自社販売分	—	—	0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
							0.000							
(合計)		0.000	0				0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	—

※ 事業者区分欄（自社分以外に限る）は、プルダウンリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

（記載要領）

- ※ 1 数量はトン単位（少数第3位まで）で記入すること。なお、1. 買受実績の「買受数量」欄は玄米トン、2. 販売実績の「販売数量」欄は実トン（玄米の場合は玄米トン、精米の場合は精米トンとし、玄米、精米の両方ある場合は合算）で記入すること。
- ※ 2 金額は円単位（税抜き価格）で記入すること。なお、2. 販売実績の「報告期の販売金額」欄は、当該報告月に販売実績（数量）があった場合に、その数量に係る販売金額を記入する。
- ※ 3 報告欄が足りない場合は、適宜、行又は列を追加して記入すること。
- ※ 4 報告期限は、毎月ごとに取りまとめ、報告月の翌月10日までに報告すること。
- ※ 5 報告に際しては、原則、電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「〇月：随契約売渡し報告（商号又は名称）」とすること。

shikakusyahooukoku@maff.go.jp

農林水産省農産局長 殿

商号又は名称
代表者氏名

契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書

随意契約による政府備蓄米の売渡し要領（令和 7 年 5 月 26 日付け 7 農産第 992 号農林水産省農産局長通知）第 8 の規定に基づき、別紙とおり、契約の内容に適合しない現品に係る交換・補填について申請します。

別紙

現品の交換・補填申請書

引渡日													
買受人所在県	在庫県	倉庫業者	倉所	管理区分	委託契約番号	入港年月日	産年 (契約年度)	産地名 品種銘柄名	等級	包装	正端区分	数量 (kg)	契約不適合の内容
買受人名			種類	本船名						量目			
備考										合計数量			

(記載要領)
 ※契約に適合しない現品の内容が判る資料(写真等)を添付する。

別紙 1

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 水稻うるち玄米
- 二 年産 令和〇年産
- 三 用途 主食用
- 四 数量 〇〇〇〇トン
- 五 単価 〇〇〇〇円/60 キログラム
- 六 金額 〇〇〇〇円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。

(引渡現品の管理)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(異常時の対応)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定供給特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。

3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったと

きは、この限りでない。

- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。

三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。

六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。

4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 5 条、第 6 条第 2 項の各号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(違約金の納付期限)

第 12 条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかつたことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときは、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(責任の免除)

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

(区分管理)

第 15 条 乙は、本約定に係る米穀を区分して、その受払状況等について管理しなければならない。

(調査、報告)

第 16 条 乙（乙と同一のグループ会社に属する者であって、乙に売り渡された政府所有米穀を取り扱う者を含む。以下この条及び次条において同じ。）は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査

のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた政府所有米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、本契約により買い受けた政府所有米穀を消費者に販売すること。また、乙は、当該米穀の転売防止に努めること。
- 4 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた政府所有米穀を委託して加工を行う場合にあっては、その委託先と加工契約を締結し、当該米穀を廃棄する場合にあっては、当該廃棄に関して受領する者(以下「廃棄受領者」と)と契約を締結し、その契約の内容として、委託先又は廃棄受領者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 5 前項の場合において、乙は、委託先又は廃棄受領者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄(以下「加工等」という。)について他者と契約を締結するときは、委託先又は廃棄受領者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

(業務委託の禁止)

第 17 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知)第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

(協議解決)

第 18 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。